

介護保険のお知らせ

No.26 4月25日 令和6年(2024年)

立川市高齢者福祉介護計画を策定しました ～2040年を見据えた地域包括ケアシステムへの取り組み～

「個人の尊厳を大切にし、人と人がつながり、住み慣れた立川で、その人らしい生活ができるまちづくり」を基本理念とし、立川市高齢者福祉介護計画(第9次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画)を策定しました。下記の4つの基本目標に基づき、82の施策を展開していきます。

基本目標 ①

自らの人生設計を全うできるまちづくり 0次予防の推進

立川市の地域包括ケアシステムの理念である「認知症になっても、要介護状態になっても、もう少し長生きがしたい、そして最期は『立川市で良かった』」と思ってもらえるようなまちづくりを推進するために、さまざまなことに自らが備えることができるよう体制整備を図ります。

※0次予防
地域環境の改善や社会環境の整備・改善によって、結果的に健康行動につながる状態にすること



基本目標 ②

認知症になっても、そうでない人も、 ともに暮らせるまちづくり ゆるやかなつながりづくり

日常生活上のちょっとした相談が、地域の中で気軽にでき、市民同士が互いにゆるやかなつながりを持ち続けながら、安心して暮らすことができることを目標とします。

地域活動の推進のために、認知症をはじめ、多様な障害特性、介護について、あらゆる世代の学べる機会を作っていきます。



地域包括ケアシステム



住み慣れた立川で生活をするために

地域包括ケアシステムとは… 住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう「介護予防」「生活支援」「住まい」「医療」「介護」が一体的、継続的に提供されるシステム

基本目標 ③

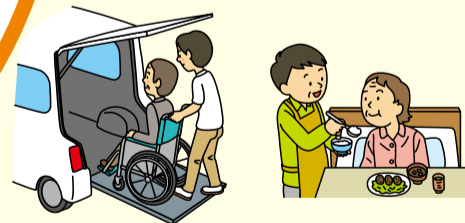


相談からサービスにつながるまちづくり 相談体制の充実、生活支援サービス、 一般施策、介護サービスの利用

介護相談や生活支援相談など専門的な相談を、必要な時に身近な地域で行うことができるよう、相談窓口の周知・啓発・充実を図り、必要に応じて、意思決定支援を行いながら、本人・家族、関係機関とともに支援していきます。



基本目標 ④



より良い介護サービスが 受けられるまちづくり 持続可能な介護保険事業の運営

負担と給付のバランスを考慮し、介護サービス従事者等、介護・福祉人材の確保・育成・定着について、介護保険事業者と協働で取り組み、持続可能な安定した介護保険事業を目指します。また、介護が必要となった場合の相談窓口の充実や介護保険制度の普及・啓発を行い、市民が安心して住み慣れた地域で生活が継続できるよう仕組みづくりを行っていきます。

令和6年度中に開始する新規事業

次の二つの新規事業は、令和6年度中に開始をいたします。詳細が決まり次第、広報等でお知らせいたします。

■補聴器購入費助成事業

難聴等により聞こえに課題がある18歳以上の方に対し、市へ事前申請した後に購入する補聴器の購入費の一部を助成します。
※聴覚障害による補聴器(補装具)の支給対象となる方を除きます。
※要件等は詳細が決まり次第、お知らせします。

☎高齢福祉課業務係・内線1475

■高齢者見守りシール事業

在宅でひとり歩きのおそれがある認知症等の高齢者に対し、2次元コードを印字した見守りシールを配布します。利用者が行方不明となった際、衣服や持ち物に貼り付けられたシールに印字された2次元

コードを発見者が読み取ることにより、Web上の伝言板に接続し、家族等と直接やり取りができることにより、行方不明者の身元確認および保護を行うことができます。



※費用は無料です。
(ただし、シールの追加については全額自己負担となります)

☎高齢福祉課業務係・内線1475

高齢者福祉サービス等の相談窓口

	主な担当地域	所在地	電話	ファクス
地域包括支援センター	南部西ふじみ地域包括支援センター	富士見町・柴崎町	富士見町2-36-47 立川市社会福祉協議会内	☎(540)0311 Fax(548)1747
	南部東はごろも地域包括支援センター	羽衣町・錦町	羽衣町1-12-18 羽衣地域福祉サービスセンター内	☎(523)5612 Fax(523)5613
	中部たかまつ地域包括支援センター	高松町・曙町・緑町	高松町2-27-27 TBK 高松第1ビル101号室	☎(540)2031 Fax(522)1636
	北部東わかば地域包括支援センター	若葉町・栄町	若葉町3-45-2 介護老人保健施設わかば内	☎(538)1221 Fax(538)1222
	北部中さいわい地域包括支援センター	幸町・柏町・砂川町・泉町	幸町4-14-1 至誠キートスホーム内	☎(538)2339 Fax(538)1302
	北部西かみすな地域包括支援センター	上砂町・一番町・西砂町	上砂町5-76-4 砂川園内	☎(536)9910 Fax(536)9953
福祉相談センター	にしき福祉相談センター	—	錦町6-28-15 至誠ホーム内	☎(527)0321 Fax(527)0322
	かみすな福祉相談センター	—	上砂町1-13-1 上砂地域福祉サービスセンター内	☎(537)7799 Fax(536)7182
	にしすな福祉相談センター	—	西砂町5-5-5 西砂ホーム内	☎(531)5550 Fax(531)3451

介護保険制度が変わります

介護報酬などが改定されました
(実施時期：令和6年4月)

介護保険サービスを提供した事業所にその対価として支払われる「介護報酬」については、3年に1回見直されることになっており、令和6年4月も改定されました(訪問看護などの一部のサービスは令和6年6月改定となります)

また、介護報酬の改定に合わせて、市が実施する「介護予防・日常生活支援総合事業」のサービス単価や加算も改定しました。

これらの改定により、サービスを利用したときの利用者負担額も若干変更になります。

一部の福祉用具について貸与と販売の選択が導入されます
(実施時期：令和6年4月)

利用者の過度な負担の軽減や、福祉用具の適切な利用等を確保するため、一部の福祉用具について、一定の条件のもとで貸与と販売の選択ができるようになります(対象：固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、単点杖(松葉杖を除く)、多点杖)

負担限度額の居住費の基準費用額の見直しが行われます
(実施時期：令和6年8月)

住民税非課税世帯等の要件を満たした場合、介護保険施設への入所や、ショートステイ利用の際の居住費や食費が軽減される制度がありますが、在宅で生活する方との負担の均衡を図る観点等から、令和6年8月より基準費用額(居住費のうち光熱・水道費相当分)が日額60円引き上げられる予定です(下表)。ただし、利用者負担第1段階の多床室利用者については、負担限度額を据え置き、利用者負担が増えません。

介護医療院等の一部で室料負担が導入されます
(実施時期：令和7年8月)

介護医療院や老人保健施設の一部等について、多床室の居住費に室料の負担を導入することとなりますが、利用者負担第1～3段階の方につきましては、補足給付により利用者負担は増加しません。



(※令和6年3月時点での予定です)

利用者負担段階	主な対象者	預貯金等資産要件	食費の負担限度額(日額)		居住費の限度額(日額)				
			入所入院	短期入所(ショートステイ)	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室(特養等)	従来型個室(老健・医療院等)	多床室
第1段階	・生活保護の受給者など ・高齢福祉年金の受給者であって本人および世帯全員が住民税非課税の方	単身で1,000万円以下 夫婦で2,000万円以下	300円	300円	880円	550円	380円	550円	0円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方	単身で650万円以下 夫婦で1,650万円以下	390円	600円	880円	550円	480円	550円	430円
第3段階①	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の方	単身で550万円以下 夫婦で1,550万円以下	650円	1,000円	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円
第3段階②	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	単身で500万円以下 夫婦で1,500万円以下	1,360円	1,300円	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円

※世帯全員には世帯分離している配偶者も含まれます。

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料を決定しました

第9期(令和6年度から令和8年度まで)介護保険事業計画の策定に合わせ、65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料基準額および所得段階別保険料等を、下表のとおり決定しました。

第9期(令和6年度から令和8年度まで) 保険料基準額(月額)：6,183円			
所得段階	対象者	料率	保険料年額
第1段階	●生活保護被保護者 ●中国残留邦人等の支援給付受給者 ●住民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者 ●世帯全員が住民税非課税で本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.267	19,800円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下	0.347	25,700円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超	0.605	44,800円
第4段階	本人が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下(世帯に住民税課税者がいる)	0.829	61,500円
第5段階	本人が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超(世帯に住民税課税者がいる)	1.000	74,100円
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満	1.200	89,000円
第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.300	96,400円
第8段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.500	111,200円
第9段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満	1.700	126,100円
第10段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満	1.900	140,900円
第11段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満	2.100	155,800円
第12段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満	2.300	170,600円
第13段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が720万円以上1,000万円未満	2.400	178,000円
第14段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満	2.583	191,600円
第15段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満	2.781	206,300円
第16段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が2,000万円以上3,000万円未満	3.000	222,500円
第17段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が3,000万円以上	3.249	241,000円

保険料年額の算出方法：〔保険料基準額(月額)×12か月×料率〕(100円未満切捨て)

合計所得金額とは

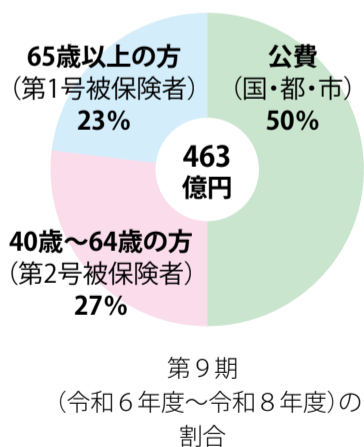
- 合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額です(扶養控除や医療費控除等の所得控除をする前の金額です)。土地売却等に係る特別控除の適用がある場合は、特別控除額を控除した金額を用います。ただし、本人が住民税非課税の場合は下記②を適用します。
- 本人が住民税非課税の場合は、上記①で求めた合計所得金額から、公的年金等に係る雑所得を控除した金額を用います。当該合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、当該合計所得金額から10万円(「所得金額調整控除」の適用がある場合は、当該合計所得金額に「所得金額調整控除」を加えた上で10万円)を控除した金額を用います。

介護保険事業費の推移と第1号被保険者の保険料の負担割合

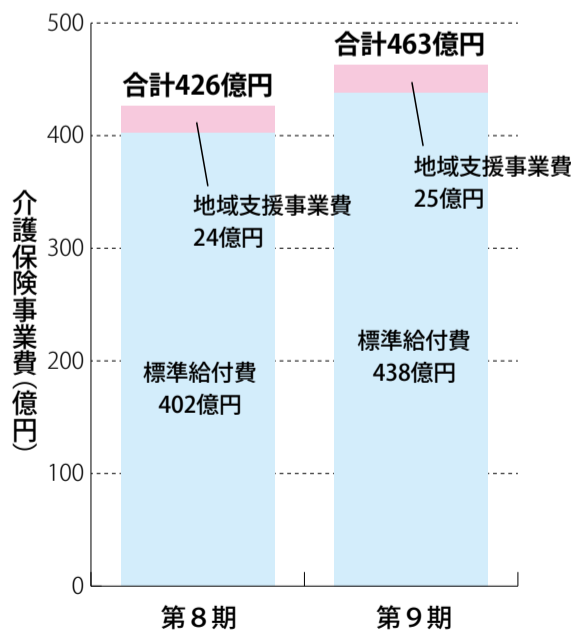
介護サービス利用量に係る第9期の介護保険事業費を、第8期から約37億円の増加を見込み、約463億円としています。

介護保険事業費の23%を第1号被保険者の介護保険料で賄いますが、第1号被保険者の保険料基準額は、介護保険準備基金からの取り崩し額の活用で、第8期からの上昇を303円(月額)に抑え、6,183円(月額)としています。

介護保険事業の財源構成



介護保険事業費の推移



*第8期、第9期ともに計画値で比較しています。

保険料の納め方

■保険料の納め方

第1号被保険者の保険料の納め方には、年金からの天引き(特別徴収)と納付書または口座振替による納付(普通徴収)があります。

●特別徴収 老齢・退職年金、障害年金、遺族年金の受給額が年額18万円以上の方は、年金から保険料が天引きされます。被保険者の方が改めて納付の手続きをする必要はありません。

●普通徴収 老齢・退職年金、障害年金、遺族年金の受給額が年額18万円未満の方、年度の途中で、65歳となった方や立川市に転入された方などは市から送付する納付書による納付となります。納付には便利な口座振替をお勧めします。

■納め忘れはありませんか。

災害などの特別の事情がなくして保険料を滞納していると、介護保険サービスの利用料(自己負担)について、次のような措置がとられます。滞納している場合はお早めにご相談ください。

●1年以上滞納すると

利用者がサービス費用の全額をいったん自己負担し、申請により後で保険給付分(費用の9割または8割(特に所得の高い方は7割))が支払われます。

●1年6か月以上滞納すると

利用者がサービス費用の全額をいったん自己負担することは変わりませんが、その後申請をされても保険給付額が全額戻らずに、一部または全部が滞納している保険料に充てられることがあります。

●2年以上滞納すると

利用者負担が1割または2割(特に所得の高い方は3割)から、3割(特に所得の高い方は4割)に引き上げられ、高額介護サービス費等の支給が受けられなくなります。

40歳以上64歳以下で医療保険に加入している方(第2号被保険者)の介護保険料

第2号被保険者の介護保険料は加入している医療保険の算定方式に基づいて決められ、医療分と介護分を一括して、それぞれの医療保険の保険者に納付します。

介護保険で利用できるサービスと費用のめやす

下表は介護保険と市が実施する介護予防・生活支援サービス事業で、利用できるサービスと利用できる方、費用のめやすの一覧になります。ご利用になる場合は、担当のケアマネジャーや施設にご相談ください。

訪問を受けて利用するサービス		訪問・通所・短期入所を組み合わせたサービス	
サービス名・利用対象	サービス内容と費用のめやす	サービス名・利用対象	サービス内容と費用のめやす
訪問介護 〔要介護1～5〕	ホームヘルパーが居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事などの介護や、掃除、洗濯、調理などの日常生活上の援助を行います。 ●身体介護(20分以上30分未満) (1回)2,644(265)円 ●生活援助(20分以上45分未満) (1回)1,940(194)円	◎小規模多機能型居宅介護 〔要支援1・2、要介護1～5〕	通所を中心に、利用者の状態や希望に応じて、随時、訪問や宿泊を組み合わせて入浴、排せつ、食事などの介護や、日常生活上の援助などを行い、居宅での生活の継続を支援します。 ●小規模多機能型居宅介護(1か月) 〔認定区分により〕36,777(3,678)円～290,047(29,005)円
訪問型サービス (介護予防・生活支援サービス事業) 〔要支援1・2、事業対象者〕	①ホームヘルパーによる家事支援や身体介助②生活支援サポーター(市実施の研修修了者)による家事支援③運動機能向上を目的とした短期間(12週)の支援プログラム ①週1回の場合 (1か月)12,747(1,275)円 ②週1回の場合 (1か月)11,858(1,186)円 ③短期集中型サービス (1回)2,500(250)円	◎看護小規模多機能型居宅介護 〔要介護1～5〕	上記の小規模多機能型居宅介護のサービス内容に加えて、必要に応じて訪問看護を組み合わせたサービスが提供されます。 ●看護小規模多機能型居宅介護(1か月) 〔認定区分により〕132,685(13,269)円～334,809(33,481)円
訪問入浴介護 〔要支援1・2、要介護1～5〕	入浴設備や簡易浴槽を備えた入浴車などで居宅を訪問して、入浴の介助を行います。 ●全身入浴(要支援1・2) (1回)9,279(928)円 ●全身入浴(要介護1～5) (1回)13,723(1,373)円	居宅での暮らしを支えるサービス	
★訪問看護 〔要支援1・2、要介護1～5〕	主治医の指示のもとで看護職員などが居宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助、療養指導などを行います。 ●訪問看護ステーション(20分未満) (1回)3,403(341)円 ●病院または診療所(20分未満) (1回)2,883(289)円	福祉用具貸与 〔要支援1・2、要介護1～5〕	車いすなど、居宅生活に必要な福祉用具を貸し出します。なお、品目ごとに利用できる認定区分が決まっています。 〔対象品目〕(要支援1・2、要介護1)①手すり②スロープ③歩行器④歩行補助つえ(要介護2～5)①～④に加え、⑤車いす(付属品含む)⑥特殊寝台(付属品含む)⑦床ずれ防止用具⑧体位変換機⑨認知症老人徘徊(はいかい)感知機器⑩移動用リフト⑪自動排せつ処理装置(⑪は要介護4・5のみ) 用具の種類および事業所によって、貸出料金は異なります。
★訪問リハビリテーション 〔要支援1・2、要介護1～5〕	理学療法士や作業療法士などが居宅を訪問し、心身の機能の維持回復のために必要なリハビリテーションを行います。 ●リハビリテーション (1回)3,283(329)円	特定福祉用具購入 〔要支援1・2、要介護1～5〕	入浴や排せつなど貸与になじまない福祉用具を購入した場合、1年間に10万円を限度に購入費の9～7割の額を支給します。 〔対象品目〕①腰掛け便座②自動排せつ処理装置の交換可能部品③排せつ予測支援機器④入浴補助用具⑤簡易浴槽⑥移動用リフトのつり具⑦固定用スロープ⑧歩行器(歩行車を除く)⑨単点杖(松葉づえを除く)⑩多点杖
★居宅療養管理指導 〔要支援1・2、要介護1～5〕	医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導などを行います。 ●医師による指導 (1回)5,150(515)円 ●歯科医師による指導 (1回)5,170(517)円 ●薬局の薬剤師による指導 (1回)5,180(518)円	※なお、令和6年4月1日以降は、以下の品目は一定の条件のもと貸与と購入のいずれかが選択できます。 ●固定用スロープ●歩行器(歩行車を除く)●単点杖(松葉づえを除く)●多点杖	
◎定期巡回・随時対応型訪問介護看護 〔要介護1～5〕	日中・夜間を通じて定期的な巡回と随時の通報により、介護や看護、緊急時の対応などを行います。 ●訪問看護も利用する場合(1か月) 〔認定区分により〕86,134(8,614)円～306,750(30,675)円	住宅改修 〔要支援1・2、要介護1～5〕	手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修を行った場合、20万円を限度に改修費の9～7割の額を支給します。改修工事の着工前に申請が必要です。 〔対象種類〕●手すりの取り付け●段差の解消●滑りの防止、移動円滑化のための床材の変更●引き戸などへの扉の取り替え●洋式便器などへの便器の取り替え●前記の改修に必要な付帯工事
◎夜間対応型訪問介護 〔要介護1～5〕	夜間でも安心して在宅生活が送れるように、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を行います。 ●基本夜間対応型訪問介護 (1か月)10,720(1,072)円 ●定期巡回サービス (1回)4,032(404)円 ●随時訪問サービス (1回)6,146(615)円	在宅に近い暮らしができるサービス	
通所して利用するサービス		サービス名・利用対象	サービス内容と費用のめやす
通所介護 ◎地域密着型通所介護 〔要介護1～5〕	通所介護施設に通い、食事や入浴などの介護や機能訓練、レクリエーションなどが受けられます。地域密着型通所介護は定員18人以下の事業所によるサービス。 ●通所介護(通常規模型、7時間以上8時間未満)(1回) 〔認定区分により〕6,935(694)円～12,099(1,210)円 ●地域密着型通所介護(7時間以上8時間未満)(1回) 〔認定区分により〕7,936(794)円～13,828(1,383)円	特定施設入居者生活介護 〔要支援1・2、要介護1～5〕	介護付きの有料老人ホームなどに入居し、入浴・排せつ・食事などの介護や、日常生活上の世話などが受けられます。 ●特定施設入居者生活介護(1日) 〔認定区分により〕1,928(193)円～8,569(857)円
通所型サービス (介護予防・生活支援サービス事業) 〔要支援1・2、事業対象者〕	①リハビリ専門職や看護職員などによる体操やリハビリ、レクリエーション②運動機能向上を目的とした短期間(12週)の支援プログラム ①1日デイの場合(要支援1) (1か月)18,950(1,895)円 ②短期集中型サービス (1回)2,500(250)円	◎認知症対応型共同生活介護 〔要支援2、要介護1～5〕	認知症の方が共同生活をする住居(グループホーム)で、入浴・排せつ・食事などの介護や日常生活上の世話、機能訓練などが受けられます。 ●認知症対応型共同生活介護(1日) 〔認定区分により〕7,894(790)円～8,906(891)円
◎認知症対応型通所介護 〔要支援1・2、要介護1～5〕	認知症の方を対象とした通所介護サービスで、認知症専門のケアを行うことで症状の進行を遅らせ、状態の改善を図ります。 ●認知症対応型通所介護(併設型、7時間以上8時間未満)(1回) 〔認定区分により〕8,240(824)円～13,623(1,363)円	施設に入所して利用するサービス	
★通所リハビリテーション 〔要支援1・2、要介護1～5〕	老人保健施設や医療機関などで、食事や入浴などの介護や、理学療法や作業療法によるリハビリテーションが受けられます。 ●要支援1・2(1か月) 〔要支援1〕24,176(2,418)円〔要支援2〕45,070(4,507)円 ●要介護1～5(通常規模型、7時間以上8時間未満)(1回) 〔認定区分により〕8,122(813)円～14,700(1,470)円	介護老人福祉施設 ◎地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(特別養護老人ホーム) 〔原則：要介護3～5〕	常時介護を必要とし、自宅で生活することが困難な方が入所する施設で、入浴・排せつ・食事などの介護や、日常生活上の世話などが受けられます。地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、定員29人以下の施設で受けるサービス。 ●多床室(1日) 〔認定区分により〕7,715(772)円～9,180(918)円 (地域密着型の場合)7,852(786)円～9,348(935)円
短期入所して利用するサービス		介護老人保健施設(老人保健施設) 〔要介護1～5〕	病状が安定し、リハビリに重点を置いた介護が必要な方が入所する施設で、医学的な管理のもとで、リハビリを中心とした介護や、日常生活上の世話などが受けられます。 ●多床室(1日) 〔認定区分により〕8,358(836)円～10,666(1,067)円
サービス名・利用対象	サービス内容と費用のめやす	介護医療院 〔要介護1～5〕	長期療養のための医療と介護(日常生活上の世話)を一体的に提供する施設で、介護やその他必要な医療、日常生活上の世話を受けられます。 ●多床室(1日) 〔認定区分により〕8,779(878)円～14,492(1,450)円
短期入所生活介護 〔要支援1・2、要介護1～5〕	特別養護老人ホームなどに短期間入所し、入浴・排せつ・食事などの介護や、機能訓練などが受けられます。 ●介護老人福祉施設(併設型・多床室)利用(1日) 〔認定区分により〕4,807(481)円～9,423(943)円	【一覧表の見方と留意事項】	
短期入所療養介護 〔要支援1・2、要介護1～5〕	老人保健施設などに短期間入所し、医学的な管理のもとで、介護や機能訓練、医療によるケアなどが受けられます。 ●介護老人保健施設(多床室)利用(1日) 〔認定区分により〕6,461(647)円～11,088(1,109)円	●令和6年4月1日現在の情報です。ただし、★印のサービスの費用のめやすは令和6年6月以降に適用になります。令和6年5月までの費用のめやすは、市役所介護保険課までお問い合わせください。 ●「費用のめやす」として掲載した内容・費用は、各サービスの一例になります。 ●上記の費用は基本的な費用で、サービスによっては、食費・居住費や日常生活費、娯楽費、利用内容等による各種加算などの費用がかかります。 ●()内の金額は、負担割合が1割の場合の利用者負担額になります。 ●◎印のサービスは「地域密着型サービス」で、住み慣れた地域で生活ができるようになる観点から、原則として事業所の所在地の住民のみが利用できるサービスになります。	

問合せ(代表)
☎042(523)2111

介護保険課 介護保険サービス=介護給付係(内線1457)、認定=介護認定係(内線1452)、介護保険料=介護保険料係(内線1446)
高齢福祉課 高齢者福祉サービス=業務係(内線1475)、介護予防・生活支援サービス事業=介護予防推進係(内線1472)